

## 1. 調査の概要

### 1-1. 調査目的等

本調査の目的は、平成 19 年 12 月 1 日から施行された改正食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）の効果等を把握するため、食品リサイクル施設を調査対象とし、食品関連事業者の再生利用等の実態を定期的に調査する方法について検討を行うものである。

また、改正食品リサイクル法では新たな再生利用手法として熱回収が導入されたところであり、熱回収に係る基準省令を踏まえ、食品循環資源の熱回収が可能と見込まれる施設の設置状況を調査するとともに、当該施設とエネルギー効率の観点から比較可能な食品廃棄物等のメタン化施設の稼働状況について調査を行う。

### 1-2. 調査方法等

#### 1) 改正食品リサイクル法の効果等判定手法調査

調査方法は、今後、年度毎に実施する予定である食品リサイクル施設の実施量を把握するための調査方法を、下図の手順で検討を行う。特に、当該実施量調査を効率的に行うため、既存の定期的に更新される統計情報の活用に配慮する。

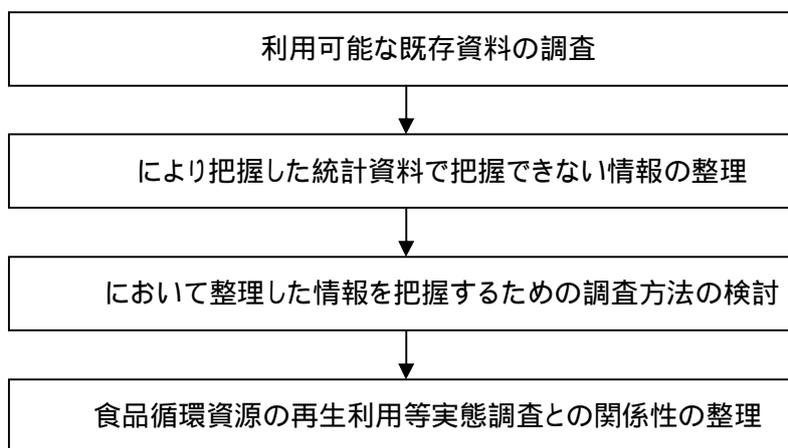


図1-1 改正食品リサイクル法の効果等判定手法調査フロー図

## 2) 食品廃棄物の熱回収施設に係る状況調査

当該状況調査は、以下に示すとおりアンケート方式により調査を実施する。食品廃棄物を扱うとともに余熱利用をしている可能性がある焼却施設等を対象に、アンケート調査により、再生利用手法である熱回収の対象となる可能性のある施設をスクリーニングする。

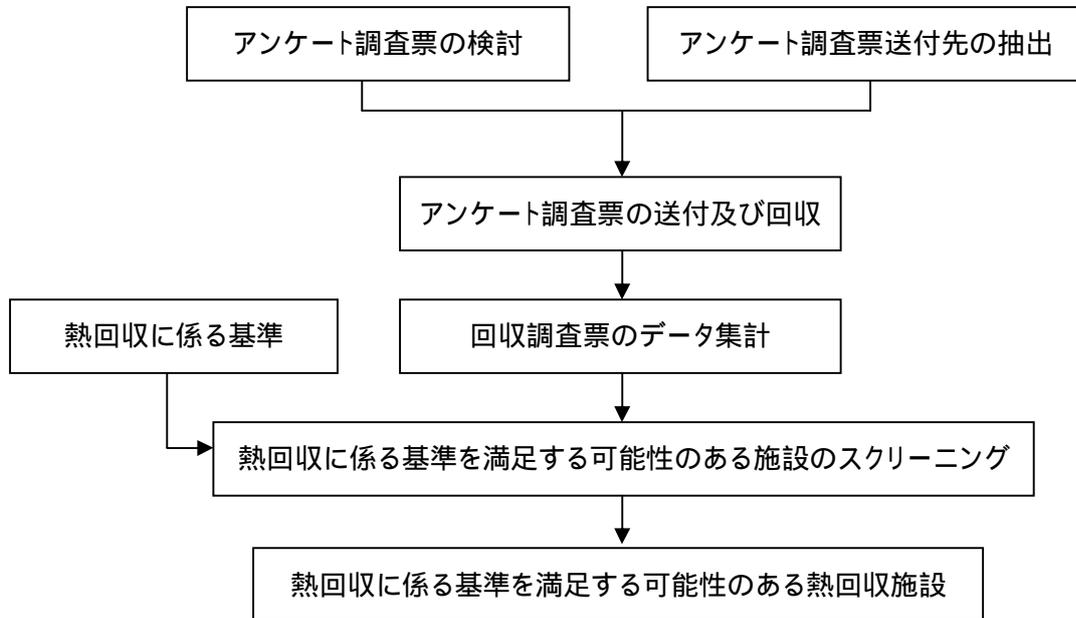


図1-2 食品廃棄物の熱回収施設に係る状況調査フロー図

## 3) 食品廃棄物のメタン化施設に係る状況調査

当該状況調査も、以下に示すとおりアンケート方式により調査を実施する。メタン化施設を対象に、アンケート調査により熱回収施設の熱回収基準の参考とされる熱効率等について分析を行う。

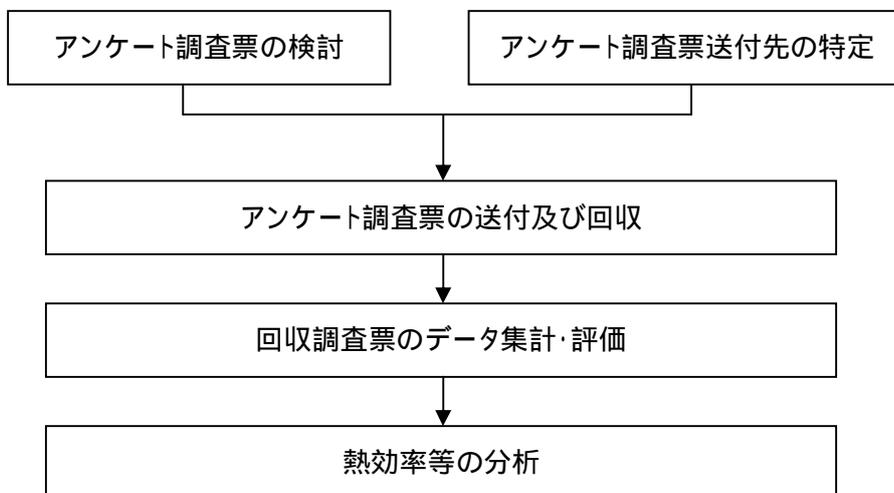


図1-3 食品廃棄物のメタン化施設に係る状況調査フロー図